

(7) 福祉タクシー事業（市制度）

重度の障がいのある方が通院や避難所への移動等のためにタクシーを利用する場合、料金の一部を助成します。

■ 対象者 神栖市に1年以上お住まいで、次のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳1～2級の方
- ②療育手帳㊦・Aの方
- ③精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ④人工透析療法・難病等で通院回数の多い方

※①～③は自動車税や軽自動車税の減免を受けていない方

■ 問合せ先 障がい福祉課 tel 0299-90-1137 fax 0299-77-5844

(8) デマンドタクシー（市制度）

デマンドタクシーは、利用者の自宅があるエリア内を自宅から乗降所まで乗合いのタクシーで移動できるサービスです。

■ 対象者 神栖市民

■ 利用方法 利用には事前に会員登録が必要です。

■ 利用料金

1回(片道)の乗車につき大人300円、子ども150円(小学生以下。3歳未満は無料)

※身体障害者手帳等をお持ちの方を介助する方は無料で乗車できます。身体障害者手帳(1種)・療育手帳(㊦・A)・介護保険証(要介護1～5)のいずれかを添付し登録の申請をしてください。

■ 問合せ先

神栖市デマンドタクシー予約センター

tel 0299-90-0061 fax 0299-90-0062

神栖市役所 政策企画課 tel 0299-95-9366 fax 0299-90-1112

(9) 有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳を所持している方が有料道路を利用する場合、通行料金が割引になります。事前に割引申請が必要です。

■ 対象者と申請に必要なもの

身体障害者手帳、療育手帳㊦・Aをお持ちの方

対象者	第1種身体障がい者 第1種知的障がい者	障がい者本人が運転する場合、障がい者本人が車に同乗される場合(タクシー等利用時可)
	第2種身体障がい者	障がい者本人が運転する場合(障がい者本人の運転免許証が必要)(代車やレンタカー利用時可)
必要なもの	ETCを利用しない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者手帳 ・登録を希望する自動車の車検証(電子車検証の場合は、電子車検証原本及び自動車検査証記録事項) ・第2種身体障がい者の場合、障がい者本人の運転免許証
		<p>※登録できる車の車種や所有者についても要件がありますので、詳細はお問合せください。</p> <p>※割引には有効期限があります。引き続き割引の適用を受ける場合は、更新の手続きが必要です。更新は有効期限の2か月前から受け付けます。</p>

ETCを利用する場合	上記に加え、 ・ETCカード(障がい者本人名義のものに限ります。ただし、障がい者が18歳未満の場合は保護者名義のものが使用できます。) ・車載器番号が確認できるもの(ETC車載器セットアップ申込書・証明書等)
------------	--

■ 問合せ先 障がい福祉課 tel 0299-90-1137 fax 0299-77-5844

(10) 国内航空運賃・フェリー旅客運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方が利用する場合、運賃が割引になります。各会社により対象者が異なりますので、事前にお問い合わせください。

■ 問合せ先 各航空会社・フェリー会社

(11) いばらき身障者等用駐車場利用証

障がい者、高齢者、難病患者及び妊産婦の方などで歩行が困難な方が、ショッピングセンターや公共施設などにある身障者等用駐車場(車椅子マークのある駐車スペース)を利用しやすくするために、駐車した車の中に掲示する利用証を交付します。

■ 対象者 歩行が困難でかつ下表に該当する方

視覚障がい	4級以上	
聴覚又は 平衡機能の障がい	聴覚障がい	3級以上
	平衡機能障がい	5級以上
肢体不自由	上肢	2級以上
	下肢	6級以上
	体幹	5級以上
	脳原性運動機能障がい	上肢機能 移動機能
内部障がい	心臓機能障がい	4級以上
	じん臓機能障がい	
	呼吸器機能障がい	
	ぼうこう又は直腸の機能障がい	
	小腸機能障がい	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい 肝臓機能障がい	
知的障がい者	療育手帳㊦・Aの方	
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳1級の方	
高齢者	介護保険被保険者証の要介護度が「要介護1」以上の方	
難病患者	指定難病特定医療費受給者証を交付された方	
	小児慢性特定疾病医療受給者証を交付された方	
妊産婦	母子手帳を交付された方で妊娠7か月～産後6か月の方	

■ 問合せ先 障がい福祉課 tel 0299-90-1137 fax 0299-77-5844

(12) 駐車禁止の除外

障がいをお持ちの方が、自ら又は家族などの運転する車に同乗するとき公安委員会交付の標章を掲示することにより、駐車禁止場所でも、駐車することができます。

■ 対象者 下表のとおりです。

障がい種	手帳等級
視覚障がい	1～3級、4級(1種)